志學館大学教職課程履修要項

（目　的）

第１条　この要項は、志學館大学学則第３０条に定める教育職員免許状の取得に関し必要な事項を定める。

（教職課程の設置）

第２条　教育職員免許状授与に必要な資格を得させるための課程（以下「教職課程」という。）を、志學館大学（以下「本学」という。）人間関係学部心理臨床学科及び人間文化学科並びに法学部法律学科におく。

（履修の一般規定）

第３条　教育職員免許状を取得しようとする者は、教育職員免許法（昭和２４年法律第１４７号）及び教育職員免許法施行規則（昭和２９年文部省令第２６号）の定めるところに従い、本学において所定の単位を修得しなければならない。

２　中学校の教育職員免許状の授与を申請するには、小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（平成９年法律第９０号）の定める介護等の体験を終了していなければならない。

（教職課程の履修登録）

第４条　本学において教育職員免許状取得に必要な単位を修得しようとする者は、所定の期日までに「教職課程履修登録書」を学務課に提出し、教職課程の履修登録を行わなければならない。

２　前項に定める履修登録のない者には、教育実習及び介護等体験のための実習への参加は認めない。なお、教育実習は養護実習を含むものとする。

（履修者の心得）

第５条　教職課程の履修登録者は、教育職員として求められる資質の向上に絶えず努めなければならない。

（教職課程オリエンテーション）

第６条　教職課程の履修登録者は、所定の教職課程オリエンテーション（以下「オリエンテーション」という。）にすべて出席しなければならない。

（取得可能免許状）

第７条　本学学則第３０条に基づき、本学において単位を修得できる教育職員免許状の種類及び教科は、次の表ア・表イ・表ウに掲げるとおりとする。

（表ア）中学校教諭一種免許状

課程をおく学部・学科	免許状の種類及び教科
人間関係学部　心理臨床学科	中学校教諭一種免許状（保健体育）（以下,「中一種免（保体）」）
人間関係学部　人間文化学科	中学校教諭一種免許状（国語）（以下,「中一種免（国語）」）
	中学校教諭一種免許状（英語）（以下,「中一種免（英語）」）
	中学校教諭一種免許状（社会）（以下,「中一種免（社会）」）
法学部　法律学科	中学校教諭一種免許状（社会）（以下,「中一種免（社会）」）

（表イ）高等学校教諭一種免許状

課程をおく学部・学科	免許状の種類及び教科
人間関係学部　心理臨床学科	高等学校教諭一種免許状（保健体育）（以下,「高一種免（保体）」）
人間関係学部　人間文化学科	高等学校教諭一種免許状（国語）（以下,「高一種免（国語）」）
	高等学校教諭一種免許状（英語）（以下,「高一種免（英語）」）
	高等学校教諭一種免許状（地理歴史）（以下,「高一種免（地歴）」）
法学部　法律学科	高等学校教諭一種免許状（公民）（以下,「高一種免（公民）」）

（表ウ）養護教諭一種免許状

課程をおく学部・学科	免許状の種類及び教科
人間関係学部　心理臨床学科	養護教諭一種免許状（以下,「養教一種免」）

（履修要件）

第８条　前条に掲げる免許状を取得しようとする者は、単位修得にあたって、次の表に掲げる基礎資格及び最低修得単位数を充足しなければならない。

（表ア）

免許状の種類	基礎資格	本学において修得することを必要とする最低修得単位数			
		教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目	教育の基礎的理解に関する科目等	教科及び教科の指導法に関する科目	大学が独自に設定する科目
中一種免（国語,英語,社会）	学士の学位を有すること	日本国憲法 2 単位 体育 3 単位 外国語コミュニケーション 4 単位 数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作 2 単位	37	28	4
中一種免（保体）	学士の学位を有すること	日本国憲法 2 単位 体育 3 単位 外国語コミュニケーション 4 単位 数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作 2 単位	37	33	4
高一種免（英語,地歴,公民）	学士の学位を有すること	日本国憲法 2 単位 体育 3 単位 外国語コミュニケーション 4 単位 数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作 2 単位	31	24	12
高一種免（国語）	学士の学位を有すること	日本国憲法 2 単位 体育 3 単位 外国語コミュニケーション 4 単位 数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作 2 単位	31	28	12
高一種免（保体）	学士の学位を有すること	日本国憲法 2 単位 体育 3 単位 外国語コミュニケーション 4 単位 数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作 2 単位	31	33	12

（表イ）

免許状の種類	基礎資格	本学において修得することを必要とする最低修得単位数			
		教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目	教育の基礎的理解に関する科目等	養護に関する科目	大学が独自に設定する科目
養教一種免	学士の学位を有すること	日本国憲法2単位 体育3単位 外国語コミュニケーション4単位 数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作2単位	33	33	2

2　前項の表アに定める「教育の基礎的理解に関する科目等」は、別表第１「教育の基礎的理解に関する科目等」より履修するものとする。

3　第１項の表イに定める「教育の基礎的理解に関する科目等」は、別表第２養護教諭免許課程の「教育の基礎的理解に関する科目等」より履修するものとする。

4　第１項の表アに定める「教科及び教科の指導法に関する科目」は、課程をおく学部及び免許種ごとに、それぞれ次に示す別表により履修するものとする。

学部	学科	免許種	履修要件を定める表
人間関係学部	心理臨床学科	中一種免・高一種免（保体）	別表第３ 人間関係学部 中一種免・高一種免（保体） 「教科及び教科の指導法に関する科目」
人間関係学部	人間文化学科	中一種免・高一種免（国語）	別表第４ 人間関係学部 中一種免・高一種免（国語） 「教科及び教科の指導法に関する科目」
		中一種免・高一種免（英語）	別表第５ 人間関係学部 中一種免・高一種免（英語） 「教科及び教科の指導法に関する科目」
		中一種免（社会）	別表第６ 人間関係学部　中一種免（社会） 「教科及び教科の指導法に関する科目」
		高一種免（地歴）	別表第７ 人間関係学部　高一種免（地歴） 「教科及び教科の指導法に関する科目」
法　学　部	法 律 学 科	中一種免（社会）	別表第８ 法学部　中一種免（社会） 「教科及び教科の指導法に関する科目」
		高一種免（公民）	別表第９ 法学部　高一種免（公民） 「教科及び教科の指導法に関する科目」

５　第１項の表イに定める「養護に関する科目」は、別表第１０により履修するものとする。
６　第１項の表アに定める「大学が独自に設定する科目」は、別表第１１により履修するものとする。
７　第１項の表イに定める「大学が独自に設定する科目」は、別表第１２により履修するものとする。
８　第１項の表ア及び表イに定める「教育職員免許法施行規則第６６条の６に定める科目」は、別表第１３により履修するものとする。

（保健体育教員免許状に係る特定要件）

第８条の２　中学校教諭一種免許状（保健体育）、高等学校教諭一種免許状（保健体育）の取得を希望する者は、人間関係学部心理臨床学科スポーツ健康科学コースに所属し、当該コースが定める履修要件を満たさなければならない。

（教育実習）

第９条　教育実習は、原則として将来教育職員となることを希望する者について行う。
２　教育実習に関し必要な事項は、志學館大学「教育実習受講資格」に定める。

（教育実習受講資格審査）

第１０条　教育実習を受講するには、所定の資格審査を受けなければならない。
２　前項の資格審査は、別紙「教育実習受講資格」に基づいて行う。
３　資格審査に合格した者は、教育実習の受講を認めるものとする。ただし、事前又は事後に教授会の承認を得ることとする。

（教育実習費）

第１１条　教育実習の受講が認められた者は、別に定める教育実習費を納入しなければならない。なお、正当な理由なく所定の期日までに納入のないときは、教育実習の単位を与えない。
２　納入された教育実習費は、特段の事由のない限り返還しない。

（介護等の体験）

第１２条　中学校教諭一種免許状の取得を希望する者は、介護等の体験として、特別支援学校又は法令で定められた施設における実習に７日以上参加しなければならない。
２　前項に定める介護等の体験を行おうとする者は、本学所定の説明会に出席しなければならない。

（科目等履修生への適用）

第１３条　この要項は、科目等履修生にも適用する。

附　則

１　この要項は、平成１７年４月１日から施行する。
２　この要項は、平成１６年度以前の入学生にも適用する。

附　則

この要項は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則

この要項は、平成２４年４月１日から施行し、平成２３年度以前の入学生にも適用する。

附　則

1　この要項は、平成２５年４月１日から施行する。

2　第８条第３項の規定は、平成２５年３月３１日に在学していた者にはこれを適用しない。

附　則

この要項は、平成２５年７月１０日から施行し、平成２５年４月１日から適用する。

附　則

1　この要項は、平成２７年４月１日から施行する。

2　平成２７年３月３１日に在籍する者の履修方法は、改正後の別表にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

1　この要項は、平成２８年４月１日から施行する。

2　平成２８年３月３１日に在籍する者の履修方法は、改正後の別表にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

1　この要項は、平成２９年４月１日から施行する。

2　平成２９年３月３１日に在籍する者の履修方法は、改正後の別表にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

1　この要項は、平成３０年４月１日から施行する。

2　平成３０年３月３１日に在籍する者の履修方法は、改正後の別表にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

1　この要項は、平成３１年４月１日から施行する。

2　平成３１年３月３１日に在籍する者の履修方法は、なお従前の例による。

附　則

1　この要項は、令和２年４月１日から施行する。

2　令和２年３月３１日に在籍する者の履修方法は、なお従前の例による。

附　則

1　この要項は、令和３年４月１日から施行する。

2　令和３年３月３１日に在籍する者の履修方法は、なお従前の例による。

附　則

1　この要項は、令和４年４月１日から施行する。

2　令和４年３月３１日に在籍する者の履修方法は、なお従前の例による。

附　則

1　この要項は、令和５年４月１日から施行する。

2　令和５年３月３１日に在籍する者の履修方法は、なお従前の例による。

附　則

1　この要項は、令和６年４月１日から施行する。

２　令和６年３月３１日に在籍する者の履修方法は、なお従前の例による。

附　則

１　この要項は、令和７年４月１日から施行する。

２　令和７年３月３１日に在籍する者の履修方法は、なお従前の例による。

附　則

１　この要項は、令和８年４月１日から施行する。

２　令和８年３月３１日に在籍する者の履修方法は、なお従前の例による。

別表第１　学部共通

中一種免（保体、国語、英語、社会）、高一種免（保体、国語、英語、地歴、公民）

「教育の基礎的理解に関する科目等」（第８条第２項関係）

法令に定める科目並びに最低修得単位数		左記科目に含めることが必要な事項	本学において開講する授業科目並びに単位数		必要単位数	備考
教育の基礎的理解に関する科目	１０	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原理	２	中１２ 高１２	必修
		教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	教職概論	２		必修
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	教育行政概論	２		必修
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	教育・学校心理学 発達心理学	２ ２		} １科目選択必修
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育概論	２		必修
		教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	教育課程論	２		必修
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	中１０ 高　８	道徳の理論及び指導法	道徳教育の指導法Ⅰ 道徳教育の指導法Ⅱ	２ ２	中１８ 高１４	中一種免必修 中一種免必修
		総合的な学習（探究）の時間の指導法	総合的な学習の時間の指導法	２		必修
		特別活動の指導法	特別活動論	２		必修
		教育の方法及び技術	教育の方法と技術	２		必修
		情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	２		必修
		生徒指導の理論及び方法	生徒指導の理論と方法	２		必修
		教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	学校臨床と教育相談	２		必修
		進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	進路指導の理論と方法	２		必修
教育実践に関する科目	中５ 高３	教育実習	教育実習Ⅰ 教育実習Ⅱ 教育実習Ⅲ	１ ２ ２	中５ 高３	必修 必修 中一種免必修
	２	教職実践演習	教職実践演習（中・高）	２	２	必修

【修得すべき授業科目及び単位数】

1　法令に定める「教育の基礎的理解に関する科目等」として、備考欄に指定する必修科目を含めて中一種免は３７単位以上、高一種免は３１単位以上を修得しなければならない。

2　「教育の基礎的理解に関する科目等」として、本学が指定する必修科目の単位数は、法令に定める最低修得単位数（中一種免２７単位、高一種免２３単位）を上回る。

3　「道徳教育の指導法Ⅰ」「道徳教育の指導法Ⅱ」及び「教育実習Ⅲ」については、中一種免資格取得者は必修とする。ただし、高一種免資格取得者も、「道徳教育の指導法Ⅰ」を履修することが望ましい。

4　中一種免の取得を希望する学生は、第３条第２項に定める介護等の体験のために、次の表に記載された施設等での実習に参加することを必修とする。

介護等体験	特別支援学校、 法令で定められた施設	７日以上	中一種免のみ

別表第２　人間関係学部　養教一種免

養護教諭免許課程の「教育の基礎的理解に関する科目等」（第８条第３項関係）

法令に定める科目並びに最低修得単位数		左記科目に含めることが必要な事項	本学において開講する授業科目並びに単位数		必要単位数	備考
教育の基礎的理解に関する科目	8	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原理	2	１２	必修
		教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	教職概論	2		必修
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	教育行政概論	2		必修
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	教育・学校心理学 発達心理学	2 2		}１科目選択必修
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育概論	2		必修
		教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	教育課程論	2		必修
道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	6	道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間並びに特別活動に関する内容	道徳教育の指導法Ⅰ	2	１４	必修
			総合的な学習の時間の指導法	2		必修
			特別活動論	2		必修
		教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	教育の方法と技術	2		必修
			情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	2		必修
		生徒指導の理論及び方法	生徒指導の理論と方法	2		必修
		教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	学校臨床と教育相談	2		必修
教育実践に関する科目	5	養護実習	養護実習Ⅰ 養護実習Ⅱ	1 4	5	必修 必修
	2	教職実践演習	教職実践演習（養護教諭）	2	2	必修

【修得すべき授業科目及び単位数】

1　法令に定める「教育の基礎的理解に関する科目等」として、備考欄に指定する必修科目を含めて３３単位以上を修得しなければならない。

2　本学が指定する必修科目の単位数（３３単位）は、法令に定める最低修得単位数（２１単位）を上回る。

別表第３　人間関係学部　中一種免・高一種免（保体）

「教科及び教科の指導法に関する科目」（第８条第４項関係）

法令に定める科目並びに最低修得単位数		本学において開講する授業科目並びに単位数		備　考
体育実技	２０	体育実技Ⅰ 体育実技Ⅱ 体育実技Ⅲ 体育実技Ⅳ	1 1 1 1	必修 必修 必修 必修
「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学（運動方法学を含む。）		スポーツ心理学 運動方法学 スポーツ社会学	2 2 2	必修 必修 必修
生理学（運動生理学を含む。）		運動生理学 人体の構造と機能及び疾病	2 2	必修 必修
衛生学・公衆衛生学		衛生学 公衆衛生学	2 2	必修 必修
学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）		学校保健Ⅱ 精神保健Ⅰ 救急処置Ⅰ 救急処置Ⅱ	2 2 2 1	必修 必修 必修 必修
各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	中８ 高４	保健体育科教育法Ⅰ 保健体育科教育法Ⅱ 保健体育科教育法Ⅲ 保健体育科教育法Ⅳ	2 2 2 2	必修 必修 必修 必修

【修得すべき授業科目及び単位数】

１　「法令に定める科目」について、それぞれ備考欄に指定する必修科目を含め、３３単位を修得しなければならない。

２　必修科目及び選択必修科目は、３年次修了までに単位修得するよう努めなければならない。

別表第４　人間関係学部　中一種免・高一種免（国語）

「教科及び教科の指導法に関する科目」（第８条第４項関係）

法令に定める科目並びに最低修得単位数		本学において開講する授業科目並びに単位数		備考
国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）	２０	日本語の音声	２	必修
		日本語の文法	２	必修
		日本語の表現	２	必修
		日本語学概論	２	必修
		日本語学演習	２	
		社会言語学	２	
国文学（国文学史を含む。）		日本文学史Ⅰ	２	必修
		日本文学史Ⅱ	２	必修
		古代文学演習Ⅰ	２	
		古代文学演習Ⅱ	２	
		中世文学演習Ⅰ	２	
		中世文学演習Ⅱ	２	
		近世文学演習Ⅰ	２	
		近世文学演習Ⅱ	２	
		近代文学演習Ⅰ	２	
		近代文学演習Ⅱ	２	
		古代文学特講	２	
		中世文学特講	２	
		近世文学特講	２	
		近代文学特講Ⅰ	２	
		近代文学特講Ⅱ	２	
漢文学		中国文学概論Ⅰ	２	必修
		中国文学概論Ⅱ	２	
		中国文学演習（詩）	２	｝１科目選択必修
		中国文学演習（散文）	２	
書道（書写を中心とする。）（注２）		書道（書写）（注１）	２	中一種免必修
		書道史	２	
各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	中８ 高４	国語科教育法Ⅰ	２	必修
		国語科教育法Ⅱ	２	必修
		国語科教育法Ⅲ	２	必修
		国語科教育法Ⅳ	２	必修

【修得すべき授業科目及び単位数】

１　「法令に定める科目」について、それぞれ備考欄に指定する必修科目を含め、２８単位以上を修得しなければならない。

２　必修科目及び選択必修科目は、３年次修了までに単位修得するよう努めなければならない。

注１　「書道（書写）」は、中一種免は必修。

注２　「書道（書写を中心とする。）」は、高一種免の単位にはならないので高一種免のみを取得する場合は注意すること。

別表第５　人間関係学部　中一種免・高一種免（英語）

「教科及び教科の指導法に関する科目」（第８条第４項関係）

法令に定める科目並びに最低修得単位数		本学において開講する授業科目並びに単位数		備　考
英語学	２０	英語の音声	2	必修
		英語の文法Ⅰ	2	必修
		英語の文法Ⅱ	2	
		英語学概論	2	
		英語の歴史	2	必修
		英語学演習	2	
		英語教育演習	2	
英語文学		英語文学概論Ⅰ	2	必修
		英語文学概論Ⅱ	2	必修
		英語文学演習Ⅰ	2	
		英語文学演習Ⅱ	2	
		英語文学演習Ⅲ	2	
		英語文学演習Ⅳ	2	
英語コミュニケーション		スピーキング・スキルズⅠ	2	必修
		スピーキング・スキルズⅡ	2	
		リスニング・スキルズⅠ	2	必修
		リスニング・スキルズⅡ	2	
		リーディング・スキルズⅠ	2	必修
		リーディング・スキルズⅡ	2	
		ライティング・スキルズⅠ	2	必修
		ライティング・スキルズⅡ	2	
		カレント・イングリッシュ	2	
		パブリック・スピーキング・スキルズ	2	
		オーラル・インタプリテーション	2	
異文化理解		英語圏の文化	2	必修
		海外語学研修（英語）	4	
		比較文化論	2	
各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	中８ 高４	英語科教育法Ⅰ	2	必修
		英語科教育法Ⅱ	2	必修
		英語科教育法Ⅲ	2	中一種免必修
		英語科教育法Ⅳ	2	中一種免必修

【修得すべき授業科目及び単位数】

１　「法令に定める科目」について、それぞれ備考欄に指定する必修科目を含め、中一種免は２８単位以上、高一種免は２４単位以上を修得しなければならない。

２　必修科目及び選択必修科目は、３年次修了までに単位修得するよう努めなければならない。

別表第６　人間関係学部　中一種免（社会）

「教科及び教科の指導法に関する科目」（第８条第４項関係）

法令に定める科目並びに最低修得単位数		本学において開講する授業科目並びに単位数		備　考
日本史・外国史	２０	日本史概論 外国史概論 日本史特講Ⅰ 東洋史特講 西洋史特講Ⅰ	2 2 2 2 2	必修 必修
地理学（地誌を含む。）		地理学概論Ⅰ 地理学概論Ⅱ 地誌学Ⅰ 地誌学Ⅱ 地誌学演習Ⅰ 地誌学演習Ⅱ	2 2 2 2 2 2	必修 必修 １科目選択必修
「法律学、政治学」		法学概論 政治学概論 人権論 政治史	2 2 2 2	１科目選択必修
「社会学、経済学」		社会学概論 経済学Ⅱ	2 2	１科目選択必修
「哲学、倫理学、宗教学」		倫理学概論 哲学概論	2 2	１科目選択必修
各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	８	社会科・地理歴史科教育法Ⅰ 社会科・地理歴史科教育法Ⅱ 社会科・公民科教育法Ⅰ 社会科・公民科教育法Ⅱ	2 2 2 2	必修 必修 必修 必修

【修得すべき授業科目及び単位数】

１　「法令に定める科目」について、それぞれ備考欄に指定する必修科目を含め、２８単位以上を修得しなければならない。

２　必修科目及び選択必修科目は、３年次修了までに単位修得するよう努めなければならない。

別表第７　人間関係学部　高一種免（地歴）

「教科及び教科の指導法に関する科目」（第８条第４項関係）

法令に定める科目並びに最低修得単位数		本学において開講する授業科目並びに単位数		備　考
日本史	２０	日本史概論	２	必修
		日本史特講Ⅰ	２	
		日本史特講Ⅱ	２	
		社会史Ⅰ	２	
		社会史Ⅱ	２	
		考古学概論	２	
		民俗学概論	２	
		歴史学演習Ⅰ	２	
		歴史学演習Ⅲ	２	
外国史		外国史概論	２	必修
		日中文化交流史	２	
		文化史	２	
		東洋史特講	２	
		西洋史特講Ⅰ	２	
		西洋史特講Ⅱ	２	
		歴史学演習Ⅱ	２	
		歴史学演習Ⅳ	２	
人文地理学・自然地理学		人間と自然環境	２	
		地理学概論Ⅰ	２	必修
		地理学概論Ⅱ	２	必修
		都市と自然環境	２	
地誌		地誌学Ⅰ	２	｝１科目選択必修
		地誌学Ⅱ	２	
		地誌学演習Ⅰ	２	
		地誌学演習Ⅱ	２	
各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	４	社会科・地理歴史科教育法Ⅰ	２	必修
		社会科・地理歴史科教育法Ⅱ	２	必修

【修得すべき授業科目及び単位数】

１　「法令に定める科目」について、それぞれ備考欄に指定する必修科目を含め、２４単位以上を修得しなければならない。

２　必修科目及び選択必修科目は、３年次修了までに単位修得するよう努めなければならない。

別表第８　法学部　中一種免（社会）

「教科及び教科の指導法に関する科目」（第８条第４項関係）

法令に定める科目並びに最低修得単位数		本学において開講する授業科目並びに単位数		備　考
日本史・外国史	２０	日本史概論 外国史概論	2 2	必修 必修
地理学（地誌を含む。）		地理学概論Ⅰ 地理学概論Ⅱ 地誌学Ⅰ 地誌学Ⅱ	2 2 2 2	必修 必修 ｝１科目選択必修
「法律学、政治学」		法学入門Ⅰ 政治学概論 憲法Ⅰ 憲法Ⅱ 民法総則Ⅰ 民法総則Ⅱ 物権法Ⅰ 物権法Ⅱ 債権法総論Ⅰ 債権法総論Ⅱ 債権法各論Ⅰ 債権法各論Ⅱ 家族法Ⅰ 家族法Ⅱ 会社法Ⅰ 会社法Ⅱ 刑法総論Ⅰ 刑法総論Ⅱ 刑法各論Ⅰ 刑法各論Ⅱ 国際私法 政治理論 政治史 行政学 国際関係論	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	｝１科目選択必修
「社会学、経済学」		社会学概論 経済学Ⅱ	2 2	必修 必修
「哲学、倫理学、宗教学」		倫理学概論 哲学概論 法哲学	2 2 2	｝１科目選択必修
各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	８	社会科・地理歴史科教育法Ⅰ 社会科・地理歴史科教育法Ⅱ 社会科・公民科教育法Ⅰ 社会科・公民科教育法Ⅱ	2 2 2 2	必修 必修 必修 必修

【修得すべき授業科目及び単位数】

１　「法令に定める科目」について、それぞれ備考欄に指定する必修科目を含め、２８単位以上を修得しなければならない。

２　必修科目及び選択必修科目は、３年次修了までに単位修得するよう努めなければならない。

別表第９　法学部　高一種免（公民）

「教科及び教科の指導法に関する科目」（第８条第４項関係）

法令に定める科目並びに最低修得単位数		本学において開講する授業科目並びに単位数		備　考
「法律学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）」	２０	法学入門Ⅰ	2	必修
		政治学概論	2	
		憲法Ⅰ	2	
		憲法Ⅱ	2	
		民法総則Ⅰ	2	
		民法総則Ⅱ	2	
		物権法Ⅰ	2	
		物権法Ⅱ	2	
		債権法総論Ⅰ	2	
		債権法総論Ⅱ	2	
		債権法各論Ⅰ	2	
		債権法各論Ⅱ	2	
		家族法Ⅰ	2	
		家族法Ⅱ	2	
		会社法Ⅰ	2	
		会社法Ⅱ	2	
		刑法総論Ⅰ	2	
		刑法総論Ⅱ	2	
		刑法各論Ⅰ	2	
		刑法各論Ⅱ	2	
		国際私法	2	
		政治理論	2	
		政治史	2	
		行政学	2	
		国際関係論	2	
「社会学、経済学（国際経済を含む。）」		社会学概論	2	必修
		経済学Ⅱ	2	必修
「哲学、倫理学、宗教学、心理学」		倫理学概論	2	}１科目選択必修
		哲学概論	2	
		法哲学	2	
各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	４	社会科・公民科教育法Ⅰ	2	必修
		社会科・公民科教育法Ⅱ	2	必修

【修得すべき授業科目及び単位数】

１　「法令に定める科目」について、それぞれ備考欄に指定する必修科目を含め、２４単位以上を修得しなければならない。

２　必修科目及び選択必修科目は、３年次修了までに単位修得するよう努めなければならない。

別表第１０　人間関係学部　養教一種免

「養護に関する科目」（第８条第５項関係）

法令に定める科目並びに最低修得単位数		本学において開講する授業科目並びに単位数		備　考
衛生学・公衆衛生学（予防医学を含む。）	4	衛生学 公衆衛生学	2 2	必修 必修
学校保健	2	学校保健Ⅰ	2	必修
養護概説	2	養護概説	2	必修
健康相談活動の理論・健康相談活動の方法	2	健康相談活動	2	必修
栄養学（食品学を含む。）	2	栄養学	2	必修
解剖学・生理学	2	解剖生理学Ⅰ 解剖生理学Ⅱ	2 2	必修 必修
「微生物学、免疫学、薬理概論」	2	微生物学 薬理概論	2 2	必修 必修
精神保健	2	精神保健Ⅰ	2	必修
看護学（臨床実習及び救急処置を含む。）	１０	看護学Ⅰ 看護学Ⅱ 看護実習Ⅰ 看護実習Ⅱ 臨床看護実習（学外） 臨床看護実習指導 救急処置Ⅰ 救急処置Ⅱ	2 2 1 1 1 1 2 1	必修 必修 必修 必修 必修 必修 必修 必修

【修得すべき授業科目及び単位数】

１　「法令に定める科目」について、それぞれ備考欄に指定する必修科目を含め、３３単位を修得しなければならない。

２　本学が指定する必修科目の単位数（３３単位）は、法令に定める最低修得単位数（２８単位）を上回る。

３　必修科目及び選択必修科目は、３年次修了までに単位修得するよう努めなければならない。

４　本学においては、「臨床看護実習（学外）」を履修するには、「看護学Ⅰ」、「看護実習Ⅰ」及び「看護実習Ⅱ」の単位を修得又は修得見込みであり、かつ成績評価に基づくＧＰＡ値が原則として２．０以上でなければならない。

別表第１１　人間関係学部、法学部　中一種免・高一種免　共通

「大学が独自に設定する科目」（第８条第６項関係）

法令に定める最低修得単位数		本学において開講する授業科目並びに単位数		備　　考
大学が独自に設定する科目	中一種免　４単位 高一種免１２単位	学校インターンシップＡ 学校インターンシップＢ 前記別表第１に掲げる「教育の基礎的理解に関する科目等」又は別表第３から別表第８に掲げる各「教科及び教科の指導法に関する科目」	1 2	選択 選択 「教育の基礎的理解に関する科目等」（別表第 1）、「教科及び教科の指導法に関する科目」（別表第 3～第 8）に掲げる最低修得単位を超えて履修した科目又は本表選択科目により、中一種免は併せて４単位以上、高一種免は併せて１２単位以上を修得

別表第１２　人間関係学部　養教一種免

「大学が独自に設定する科目」（第８条第７項関係）

法令に定める最低修得単位数		本学において開講する授業科目並びに単位数		備　　考
大学が独自に設定する科目	養教一種免７単位	精神保健Ⅱ 学校インターンシップＡ 学校インターンシップＢ 前記別表第２に掲げる「教育の基礎的理解に関する科目等」又は別表第９に掲げる「養護に関する科目」	2 1 2	必修 選択 選択 左記必修科目の他、「教育の基礎的理解に関する科目等」（別表第 2）、「養護に関する科目」（別表第 9）に掲げる最低修得単位を超えて履修した科目又は本表選択科目により、５単位以上を修得

別表第１３　人間関係学部、法学部　中一種免・高一種免・養教一種免　共通

「教育職員免許法施行規則第６６条の６に指定する科目」（第８条第８項関係）

免許法施行規則に指定する科目及び単位数		本学において開講する授業科目並びに単位数		備　　考
日本国憲法	2	日本国憲法 憲法Ⅰ 憲法Ⅱ	2 2 2	注記参照
体　　育	2	スポーツと現代社会 スポーツ&エクササイズ	2 1	必修 必修
外国語コミュニケーション	2	英語Ⅰ 英語Ⅱ ドイツ語Ⅰ ドイツ語Ⅱ フランス語Ⅰ フランス語Ⅱ 中国語Ⅰ 中国語Ⅱ 韓国語Ⅰ 韓国語Ⅱ	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	いずれかの外国語（Ⅰ・Ⅱ）２科目（４単位）選択必修
数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	2	情報技術演習	2	必修

【履修上の注意】

1　日本国憲法は、「日本国憲法」（２単位）又は「憲法Ⅰ」・「憲法Ⅱ」（４単位）のいずれかを選択必修。

2　外国語コミュニケーションは、「英語Ⅰ」・「英語Ⅱ」（４単位）、「ドイツ語Ⅰ」・「ドイツ語Ⅱ」（４単位）、「フランス語Ⅰ」・「フランス語Ⅱ」（４単位）、「中国語Ⅰ」・「中国語Ⅱ」（４単位）、「韓国語Ⅰ」・「韓国語Ⅱ」（４単位）のいずれかを履修すること。

3　身体障害者福祉法第４条に規定する身体障害者のうち、障害の程度が１級から６級までの身体障害者手帳を有する者の「体育」は、「スポーツ&エクササイズ」（１単位）の履修を免除する。

別紙　第１０条第２項関係

教育実習受講資格

教育実習を受講しようとする者は、次に掲げる条件のすべてを充たした者でなければならない。

(1)　教職エントリー制度に登録していること。

(2)　教育実習のための健康診断において「適」と判断されていること。

(3)　教育実習のための事前指導をすべて受けていること。

(4)　実習を行う前年度３月の「教育実習受講資格判定会議」で行われる合否判定で、次の基準に基づき合格と判定されていること。

ア　教員としての資質に問題がないこと（必要があれば面談を行い決定する。）

イ　成績評価に基づくＧＰＡ値が原則として 2.0 以上であること。

ウ　標準修得単位数 93 単位以上、並びに選択必修の単位（Ａ又はＢ）を原則としてすべて修得していること。

Ａ．教職課程科目「教育の基礎的理解に関する科目等（中・高)」及び「教科及び教科の指導法に関する科目」

	授 業 科 目	単位数	中学校	高等学校				
				保体	国語	英語	地歴	公民
教育の基礎的理解に関する科目等（中・高）	教育原理	2	2	2	2	2	2	2
	教職概論	2	2	2	2	2	2	2
	教育行政概論	2	2	2	2	2	2	2
	教育・学校心理学 発達心理学	2 2	2	2	2	2	2	2
	特別支援教育概論	2	2	2	2	2	2	2
	教育課程論	2	2	2	2	2	2	2
	道徳教育の指導法Ⅰ 道徳教育の指導法Ⅱ	2 2	2 2					
	総合的な学習の時間の指導法	2	2	2	2	2	2	2
	特別活動論	2	2	2	2	2	2	2
	教育の方法と技術	2	2	2	2	2	2	2
	情報通信技術を活用した 教育の理論及び方法	2	2	2	2	2	2	2
	生徒指導の理論と方法 学校臨床と教育相談 進路指導の理論と方法	2 2 2	2	2	2	2	2	2
教科及び教科の指導法に関する科目	選択した教科の指導法Ⅰ 選択した教科の指導法Ⅱ 選択した教科の指導法Ⅲ 選択した教科の指導法Ⅳ	2 2 2 2	2 2 2 2	2 2 2 2	2 2 2 2	2 2	2 2	2 2
			３４	３０	３０	２６	２６	２６

※「選択した教科の指導法Ⅰ」「選択した教科の指導法Ⅱ」「選択した教科の指導法Ⅲ」「選択した教科の指導法Ⅳ」とは、取得する免許教科に対応した教科の指導法である。
※中一種免（社会）の「選択した教科の指導法」は、「社会科・地理歴史科教育法Ⅰ」「社会科・地理歴史科教育法Ⅱ」「社会科・公民科教育法Ⅰ」「社会科・公民科教育法Ⅱ」をもって、「選択した教科の指導法Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」とする。
※２つ以上の免許を取得する場合、それぞれの教科の指導法を修得すること。

Ｂ．教職課程科目「教育の基礎的理解に関する科目等（養護）」

授 業 科 目	単位数	必・選
教育原理	2	必修
教職概論	2	必修
教育行政概論	2	必修
教育・学校心理学 発達心理学	2 2	} １科目選択必修
特別支援教育概論	2	必修
教育課程論	2	必修
道徳教育の指導法Ⅰ	2	必修
総合的な学習の時間の指導法	2	必修
特別活動論	2	必修
教育の方法と技術	2	必修
情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	2	必修
生徒指導の理論と方法	2	必修
学校臨床と教育相談	2	必修
計	２６	